

新	旧	備考
<p data-bbox="172 464 1142 737">電気個別要綱 (基本料金 0 円プラン C)</p> <p data-bbox="427 1108 887 1171"><u>2026年 1 月 1 日</u>実施</p> <p data-bbox="172 1619 1142 1682">株式会社 CD エナジーダイレクト</p>	<p data-bbox="1279 464 2249 737">電気個別要綱 (基本料金 0 円プラン C)</p> <p data-bbox="1531 1108 1991 1171"><u>2023年10月 1 日</u>実施</p> <p data-bbox="1279 1619 2249 1682">株式会社 CD エナジーダイレクト</p>	

新	旧	備考																
<p style="text-align: center;">本 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) この個別要綱の基本料金0円プランC（以下「基本料金0円プランC」といいます。）は、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、株式会社 <u>L o o o p</u> との間で電気およびガスの需給契約を締結していたお客さまが、同社からの切り替えにより当社との間でガス需給契約および電気需給契約を契約し、かつ当社が認めた場合に適用します。</p> <p>(2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。</p> <p>2 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="320 1142 991 1199"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>0円0銭</td> </tr> </table> <p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="130 1379 1196 1633"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>40円00銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>40円00銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>40円00銭</td> </tr> </table> <p>3 割 引</p> <p>(1) ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p> <p>イ 基本料金0円プランCの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス個別要綱の基本料金1,000円プランを適用したガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0円0銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円00銭	<p style="text-align: center;">本 則</p> <p>1 適 用</p> <p>(1) この個別要綱の基本料金0円プランCは、当社が別途定める電気基本契約要綱（低圧）（以下「基本要綱」といいます。また、基本要綱が変更された場合は、変更後の基本要綱によります。）の従量電灯の適用範囲に該当し、株式会社 <u>L o o o p</u> との間で電気およびガスの需給契約を締結していたお客さまが、同社からの切り替えにより当社との間でガス需給契約及び電気需給契約を契約し、かつ当社が認めた場合に適用します。</p> <p>(2) この個別要綱は、基本要綱と合わせて適用いたします。</p> <p>2 料 金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表1（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、別表1（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。</p> <p>(1) 基本料金</p> <p>基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1427 1142 2098 1199"> <tr> <td>契約容量1キロボルトアンペアにつき</td> <td>0円0銭</td> </tr> </table> <p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。</p> <table border="1" data-bbox="1237 1379 2303 1633"> <tr> <td>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>40円00銭</td> </tr> <tr> <td>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</td> <td>40円00銭</td> </tr> <tr> <td>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</td> <td>40円00銭</td> </tr> </table> <p>3 割 引</p> <p>(1) ガスセット割（以下「セット割」といいます。）は、次のいずれにも該当するお客さまがセット割の適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。</p> <p>イ 基本料金0円プランCの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約の内、「基本料金1,000円プラン」（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。</p>	契約容量1キロボルトアンペアにつき	0円0銭	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円00銭	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	0円0銭																	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭																	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭																	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円00銭																	
契約容量1キロボルトアンペアにつき	0円0銭																	
最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭																	
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	40円00銭																	
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40円00銭																	

新	旧	備考
<p>ロ 基本料金0円プランCの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金を同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。</p> <p>(2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2（料金）に定める料金から、2（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使用電力量に2（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの3.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。</p> <p>(3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。</p> <p>(2) 当社は、販売委託先（当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。）と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては、名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。</p> <p>(3) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。</p>	<p>ロ 基本料金0円プランCの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金を同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。</p> <p>(2) セット割の適用を受けるお客さまの料金は、2（料金）に定める料金から2（料金）(1)によって基本料金として算定された金額およびその1月の使用電力量に2（料金）(2)の該当料金を適用して算定された金額それぞれの3.5パーセントに相当する金額を差し引いた金額といたします。</p> <p>(3) お客さまがセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 当社は、特別の事情がある場合を除き、基本要綱1（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより、基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。</p> <p>(2) 当社は、基本要綱22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表3（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。</p> <p>(3) 当社は、販売委託先（当社の電力の販売について当社と販売委託契約等を締結した者をいいます。）と共同して提供するサービスのお申込みをいただいたお客さまについては、名義、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、使用電力量、料金その他の需給契約に係る事項ならびにお客さまおよび当該販売委託先のサービス契約に係る事項について、当該販売委託先に情報を提供することおよび当該販売委託先から情報の提供を受けることがあります。</p> <p>(4) その他の事項については、基本要綱の従量電灯にかかわる規定によります。</p>	

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>実施期日 この個別要綱は、2026年1月1日から実施いたします。</p> <p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本個別要綱の実施期日 本個別要綱は、2023年10月1日から実施いたします。</p> <p>2 本個別要綱の実施に伴う切替え措置</p> <p>当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2023年10月1日より前であって、2023年10月1日から同月31日までの間に実施された検針により計量および算定された使用電力量にもとづいて算定される料金については、本個別要綱の変更前の電気個別要綱に基づき算定いたします。</p> <p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 燃料費調整</p> <p>(1) 燃料費調整額の算定</p> <p>イ 平均燃料価格</p> <p>原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0048$ $\beta = 0.3827$ $\gamma = 0.6584$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価</p> <p>燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (86,100 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$ <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合</p> $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100 \text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$	

新	旧	備考																																																				
<p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p>	<p>ハ 燃料費調整単価の適用</p> <p>各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。</p>																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th> <th>燃料費調整単価適用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎年1月1日から3月31日までの期間</td> <td>その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年2月1日から4月30日までの期間</td> <td>その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年3月1日から5月31日までの期間</td> <td>その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年4月1日から6月30日までの期間</td> <td>その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年5月1日から7月31日までの期間</td> <td>その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年6月1日から8月31日までの期間</td> <td>その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年7月1日から9月30日までの期間</td> <td>その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年8月1日から10月31日までの期間</td> <td>その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年9月1日から11月30日までの期間</td> <td>翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年10月1日から12月31日までの期間</td> <td>翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間</td> <td>翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間</td> </tr> <tr> <td>毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)</td> <td>翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間	毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間	毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間	毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間	毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間	毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間	毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間	毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間	毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間	毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間	毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間	毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間	
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																																																					
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																					
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の計量日から6月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の計量日から7月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の計量日から8月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の計量日から9月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の計量日から10月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の計量日から11月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の計量日から12月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日から翌年の1月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の計量日から2月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の計量日から3月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の計量日から4月の計量日の前日までの期間																																																					
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の計量日から5月の計量日の前日までの期間																																																					
<p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>	<p>ニ 燃料費調整額</p> <p>燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。</p>																																																					

新	旧	備 考				
<p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="133 289 1190 344"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>18 銭 3 厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	<p>(2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1240 289 2297 344"> <tr> <td>1 キロワット時につき</td> <td>18 銭 3 厘</td> </tr> </table> <p>(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>2 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の計量日から翌年の 4 月の計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その月の末日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	1 キロワット時につき	18 銭 3 厘	
1 キロワット時につき	18 銭 3 厘					
1 キロワット時につき	18 銭 3 厘					